

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に関する協定書

京都府を甲とし、京都市を乙として、甲乙両者は、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成29年6月13日障発第0613第2号）別紙 3. 事業の内容（1）① 医療提供体制に規定するアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関するそれぞれの専門医療機関及び専門医療機関のうち治療拠点となる医療機関をいう。）の選定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が共同して依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し、広く府民及び市民がその居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう基盤整備を行うことを目的とする。

（選定に係る対象区域）

第2条 共同選定に係る対象区域は、次の2つの区域を一体とした区域とする。

- (1) 京都市域を除く京都府域（以下「府域」という。）
- (2) 京都市域（以下「市域」という。）

（選定等手続）

第3条 府域に所在する保険医療機関にあっては、甲が選定等の事務を行う。

2 市域に所在する保険医療機関にあっては、乙が選定等の事務を行う。

3 前2項の選定等の事務を行うに当たっては、甲乙それぞれが要綱を作成のうえ、同要綱に基づき行う。

4 前項の要綱の作成に当たっては、甲乙協議のうえ、作成する。

（選定及び選定取消しの効果）

第4条 甲又は乙のいずれかが選定した依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関については、他方も選定したものととして取り扱う。

2 選定の取消しをしたときも、同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲乙いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、合意のうえ、その内容を見直す。

（疑義の決定）

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じた場合は、甲、乙で協議のうえ、定める。

以上、本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成30年3月26日

甲 京 都 府 山 田 啓
知 事

乙 京 都 市 門 川 大
市 長

